公共職業安定所（ハローワーク）の
主な取組と実績

平成29年7月
厚生労働省　職業安定局

公共職業安定所の設置数等（平成29年度）

1. 設置数
544所（本所　436所　　出張所　95所　　分室　13室）
2. 人員体制
職員数　10,536人　　相談員数　15,702人

3. 所掌事務
1）　職業紹介　　職業相談・紹介業務、求人受理・開拓業務
再就職支援業務等
2）　雇用保険　　雇用保険適用、失業認定・給付業務等
3）　雇用対策　　障害者・高年齢者雇用企業指導業務、助成金業務　等

＜ハローワークでの求職活動の様子＞

◎内部組織（中規模所の例）

ハローワーク

- **雇用保険課**
  - 雇用保険関連業務
    - ○　給付関連業務（雇用保険における受給資格の決定、失業認定、給付及び不正受給の返還・納付命令等）
    - ○　適用関連業務（雇用保険対象事業所の成立手続業務及び被保険者資格の取得・喪失手続業務）
- **職業相談部門**
  - 職業紹介、職業相談及び求職受理業務
- **事業所部門**
  - 求人関連業務（職業紹介のために行われる求人受理業務及び求人開拓業務）
    事業主指導関連業務、助成金給付関連業務
- **職業訓練部門**
  - 職業訓練の受講あっせん、職業訓練受講給付金の支給等
- **専門援助部門**
  - 専門援助を必要とする求職者（学卒、障害者等）に対する業務（職業紹介、職業相談、求職受理、求人受理、求人開拓、事業主指導業務）
- **庶務課**
  - 庶務その他の業務

雇用のセーフティネットを担う公共職業安定所

○　就職する希望を持つ全ての人（フリーター等の若者、障害者、母子家庭の母、生活保護受給者、高齢者等）への支援を進めていくためには、**企業への指導・支援と一体となった職業紹介が効果的**

○　このため、**職業紹介と雇用対策**（事業主指導・支援を伴う）**を一体的に実施するハローワークが雇用のセーフティーネットとしての中核的な役割を果たすことが必要**

失業認定に当たっては、再就職の意思が疑わしい者について、保険者たる国が直接職業紹介を実施して真意を厳格に確認することが不可欠。

職業紹介

職業紹介・職業相談、求人開拓、職業訓練の受講あっせん

フリーター等の若者、障害者、母子家庭の母、生活保護受給者、高齢者等の就職の実現には、企業への指導・支援と一体となった職業紹介や、関係機関と連携した「チーム支援」等が効果的。
　求職者に対しては雇用安定策のみならず、生活支援等も重要。

雇用保険／求職者支援

失業認定・給付、給付制限、不正受給に対する返還・納付命令等の処分

職業訓練受講給付金の支給等

雇用対策

障害者の雇用率達成指導

雇用維持に係る支援・指導

求職者に対する住宅・生活支援　等

※　OECDの雇用戦略においても、職業紹介、失業給付及び雇用対策の3つの機能は統合されるべきとの勧告がなされている。（1994年、2006年）
※　G8労働大臣会合・議長総括においても、政府は、職業紹介・失業給付・積極的労働市場政策を統合する、よく機能する効果的な雇用機関があることを保証しなければならないと述べられている。（2007年、2008年）

公共職業安定所の専門支援窓口（その1）

1. 新卒応援ハローワーク（57ヶ所）

支援対象層：大学院・大学・短大・高専・専修学校等の学生、卒業後未就職の方
施設の特徴：卒業後の就職についての各種相談、面接指導、就職面接会などを実施

（28年度実績）
利用者数：**約**51.3**万人**
就職件数：**約**9.8**万件**

2. わかものハローワーク（28ヶ所）（わかもの支援コーナー・窓口については全国216か所に設置）

支援対象層　：正社員就職を目指すフリーター等
施設の特徴　：担当者制の個別支援により、正規雇用に向けた就職プランの作成、職業相談・職業紹介、各種セミナーを実施

（28年度実績）
求職者数：**約**21.8**万人**
就職件数：**約**10.5**万件**

【就職が決まった先輩からのメッセージ】

初めは県内で探したが、自分に合うものが無かった。
全国の求人から職員の方に一緒に探してもらい、希望の仕事が見つかり良かった。
ジョブクラブに参加し、一緒に就職活動を進める友達がいて心強い。互いに励ましあい息抜きしながら頑張ることができた。

担当者制による個別支援の実施
（わかものハローワーク）

公共職業安定所の専門支援窓口（その2）

3. マザーズハローワーク（21ヶ所）・マザーズコーナー（173ヶ所※29年度新設箇所含む。）

支援対象層：子育て中の女性等（母子家庭の母・父子家庭の父を含む）

施設の特徴：キッズコーナーを設置するなど子ども連れで来所しやすい環境を整備し、担当者制による支援、子育てと両立しやすい求人の提供、保育所等の子育て支援情報の提供等を実施

（28年度実績）
求職者数：**約**22.1**万人**
就職件数：**約**7.4**万件**

【支援事例】

40代の母子家庭の母。職業相談を重ね、これまでの応募不調の原因を探り、応募書類や面接対応についての見直しなどを助言。利用から2か月後、正社員として採用が決定。母子寮を退所し、会社近くで親子3人で新たな生活を開始。

求人情報検索機の隣のキッズコーナー
（マザーズハローワーク）

子ども連れでの職業相談の様子
（マザーズハローワーク）

4. ふるさとハローワーク（138箇所）

支援対象層：主にふるさとハローワークの設置地域に居住している求職者

施設の特徴：市区町村庁舎等を活用し、市区町村の実施する住民サービスと連携した職業相談・職業紹介を実施

（28年度実績）
新規求職者数：約17.3**万人**
就職件数：約9.0**万件**

ハローワークにおける職業紹介等

ハローワークでは、働く希望を持つ若者・女性・高齢者・障害者をはじめとする全ての国民の就職実現のための支援、求職者各々の置かれた状況に応じた取組を積極的に実施

※１日の利用者数　約１７万人（推計）

			25年度	26年度	27年度	28年度
一般職業紹介	新規求職者数（常用（パートタイム含む））	（万人）	620．0	583．8	550．6	518．9
	新規求人数（常用（パートタイム含む））	（万人）	852．2	886．6	923．3	973．4
	就職件数（常用（パートタイム含む））	（万人）	189．5	180．5	171．2	162．7
雇用保険	受給資格決定件数	（万件）	166．6	156．5	149．1	140．8
者	フリーター等の正社員就職	（万人）	30．1	31．1	32．6	30．8
女性	母子家庭の母の就職件数	（万人）	9．9	9．4	9．0	8．3
	マザーズハローワーク事業（子育て女性等を支援）の就職件数	（万人）	7．2	7．6	7．5	7．4
高齢者	60歳以上の就職件数	（万件）	20．7	21．1	21．4	21．8
障害者	就職件数	（万件）	7．8	8．5	9．0	9．3
	実雇用率(民間企業　50人以上規模（平成24年までは56人以上規模）) ※各年とも6月1日現在	（%）	1．76	1．82	1．88	1．92
生活保護受給者等	生活保護受給者等就労自立促進事業 （生活保護・児童扶養手当受給者、生活困窮者等） ※平成24年度までは「福祉から就労」支援事業	支援対象者数　（万人）	8．9	10．9	12．1	12．3
		就職件数　（万人）	5．4	7．0	8．0	8．2
雇用調整助成金等	休業等実施計画届受理状況	計画届受理事業所数（万件）	17．2	2．4	2．3	2．0
		対象者数（万人）	319．7	36．4	41．3	37．3

若者の就職支援

＜新卒応援ハローワークの様子＞

○　新卒者の就職環境に対応し、新卒者支援を強化
○　フリーターの正社員就職推進などにより、若者の安定的な雇用を確保

○新卒者への支援

- **新卒応援ハローワーク（全国５７か所）**を拠点とし、大学等と連携した支援を実施
- **ジョブサポーター**を活用し、学校訪問による未内定者の把握、求人開拓、職業相談・紹介を実施

新卒応援ハローワーク	：	**利用者数**	**51.3万人**	（28年度）
ジョブサポーターによる支援	：	**就職件数**	**19.2万人**	（28年度）

○フリーター等の正社員就職の推進

わかものハローワーク（全国２８か所）、
わかもの支援コーナー・窓口（全国216か所）等において、正社員就職のための一貫した支援を実施

☆フリーター等の就職件数：
19.5万人（20年度）→ **21.1万人**（21年度）→**24.4万人**（22年度） → **25.0万人**（23年度）
→ **30.2万人**（24年度）→ **30.１万人**（25年度）→ **31.1万人**（26年度）→**32.6万人**（27年度）
→**30.8万人**（28年度）

＜若者の就職支援の具体的事例＞

女性・２２歳（２８年３月大学卒業）
希望職種：事務職（金融関係）、公務員
直近の状況：エントリー及び公務員受験するも不採用が続き、27年１０月に東京新卒応援ハローワークに来所

①　抱える課題

- ○　大学では文学部を専攻、４０社超の企業にエントリーするも一次面接を通過できない
  また、地元の県庁、市役所の試験を受けるも任用に至らなかった
- ○　自分の強み、職業適性の理解が不十分
- ○　金融・保険業界の大手企業にばかり目が向き、どんな仕事がしたいか明確になっていない
- ○　不採用が続き、あせりや精神面の不安から前向きな就職活動ができない

②　支援内容・ポイント・経過　（新卒応援ハローワークで担当者制による支援を実施）

- ○　自己理解及び自己決定による希望職種の選定を支援するため、職業興味検査、職業適性検査の実施
- ○　履歴書、自己ＰＲ書の作成指導により、アピールポイントを明確にして自信を持たせる
  （大学時代のアルバイト、クラブ活動、ボランティア、資格・免許の棚御し）
- ○　応募求人の面接日程に合わせて、その都度模擬面接を実施
  （担当以外のジョブサポーターによる模擬面接を必ず２回組み込む）
  （立居振舞や志望動機の伝え方、声量など基本から指導、徐々に面接での手ごたえを感じる）
- ○　臨床心理士との面談を通してモチベーションの維持、精神面の安定化に繋げる

③　結果

- ○　もともと絵本やイラストに興味があったことから印刷・出版関係の企業を中心に応募
- ○　１月に入り手帳やカレンダーを扱う物流企業の「総務事務」で正社員採用の内定獲得（月収２０万円）

※支援期間約４ヵ月　　入社から３ケ月、いろんな部署とのやりとりがあり仕事が楽しいとのこと

子育て女性等の就職支援

○　女性の潜在的な労働力を顕在化させ、子育て期など人生の各ステージを通じて女性が活躍できるよう支援

子ども連れでの職業相談の様子
（マザーズハローワーク）

マザーズハローワーク事業の推進

キッズコーナーの様子

○ **マザーズハローワーク**（２１箇所）［平成18年度より設置］

・子育て女性等（※）に対する再就職支援を実施する専門のハローワーク。

○ **マザーズコーナー**（１７３箇所※２９年度新設箇所含む。）［平成19年度より設置］

・マザーズハローワーク未設置地域であって、県庁所在地等中核的な都市の ハローワーク内に設置する専門窓口。

※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

支援サービスの特徴

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等を対象に、利用しやすい環境を整備の上、きめ細かい就職支援サービスを提供。

○　総合的かつ一貫した就職支援

- 担当者制・予約制によるきめ細かな職業相談・職業紹介
- 再就職に資する各種セミナー（パソコン技能講習など）の実施
- 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供
- 求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓をするとともに、メール配信等により、事業所情報を提供

○　地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報の提供

保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供や、地方公共団体の保育行政との連携による保育サービスの現状等に係る説明会の開催等

○　子ども連れで来所しやすい環境の整備

- 職業相談中の子どもの安全面への配慮を施したキッズコーナーの設置や授乳スペースの確保
- 職業相談窓口へのベビーチェアの配置

【実績推移】

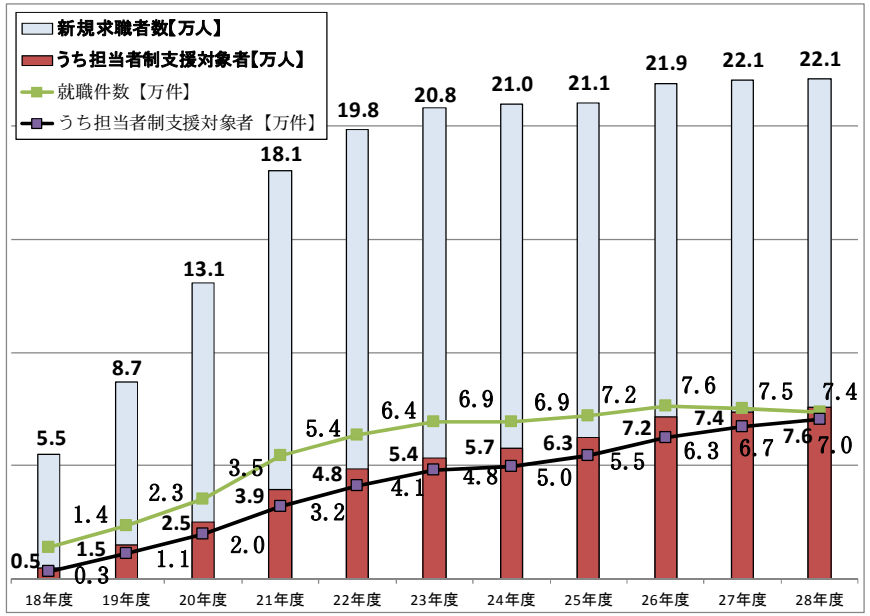

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
拠点数	12	48	108	148	163	168	173	177	180	184	189

＜子育て女性等の就職支援の具体的事例＞

女性・30代前半（配偶者・２歳の子供あり）
希望の就業条件：　家庭生活との両立のため、土日祝休み、定時退社が可能なフルタイム勤務
直近の状況　　：　介護職、行政機関の非常勤職員の経験有り
　　配偶者の転勤をきっかけに退職後、３年のブランクを経てマザーズコーナーに来所

①　抱える課題

○　育児について配偶者からの協力が得られないこと（このため、土日祝休み・定時退社可の就業を希望）
○　希望条件を満たす求人が少なく、応募機会が得られないこと

②　支援内容・ポイント・経過　（マザーズコーナーで担当者制の支援を実施）

情報提供を重ね、希望職種をとりまく職場環境と子育て女性の就労の現状について理解を促進

○　フルタイムで働く場合、配偶者の理解と協力を得られない状況での就業継続は困難であることを説明し、希望条件に応じた適切な職種を提案
○　また、前職での経験を生かせる介護関係の職種についても、希望条件である土日祝休みの求人がほとんどない現状を説明
○　希望条件を満たす行政機関での非常勤職員を希望していたものの、求人が少ないため、一般の事業所の求人も併せて提供し、応募をすすめる

③　結果

・配偶者からの了解を得て、介護施設の「介護事務職」として、正社員採用

※支援期間２カ月

高齢者の就職支援

○　生涯現役社会を実現するため、高齢者の就職を促進。

○　希望者全員の６５歳までの雇用確保の着実な実施のための指導や、65歳を超えて働くことのできる環境整備に係る相談・援助の実施。

＜高年齢者就職面接会の様子＞

○　**就職支援**

ハローワークにおいて高齢者に対するきめ細かな職業相談や職業紹介を実施

・　**「生涯現役支援窓口」**において特に６５歳以上の高年齢求職者への再就職支援にも手厚い支援を実施（全国の主要なハローワークに設置 平成２９年度１１０所）

☆（参考）６5歳以上の就職件数
7.5万人（26年度）→**8.3万人**（27年度）→**9.0万人**（28年度）
（参考）６5歳以上の新規求職者数
43.1万人（26年度）→**44.5万人**（27年度）→**45.7万人**（28年度）

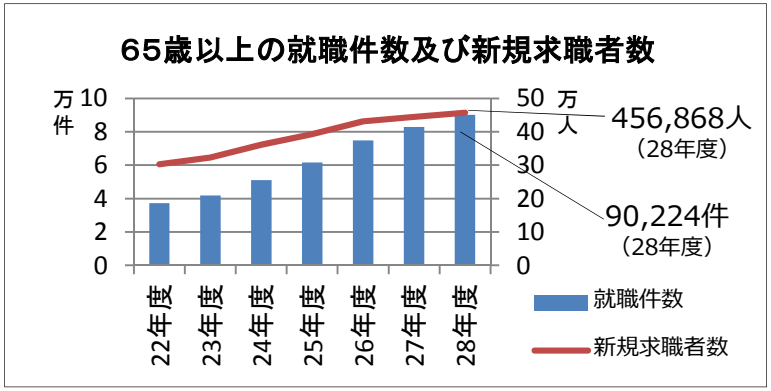

○　**高年齢者雇用安定法に基づく６５歳までの雇用確保措置**

企業に対し、６５歳までの雇用確保措置（①～③のいずれか）の導入に向けた相談・指導を実施

①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年制の廃止

※平成25年4月に制度改正があったため、H24とH25の数値は単純には比較できない。

○　**事業主支援（助成金の活用提案など）**

「65歳超雇用推進助成金」により、65歳以上に定年を引き上げたり、66歳以上の継続雇用延長などを行う事業主に対し助成。

※支給事務は（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施。

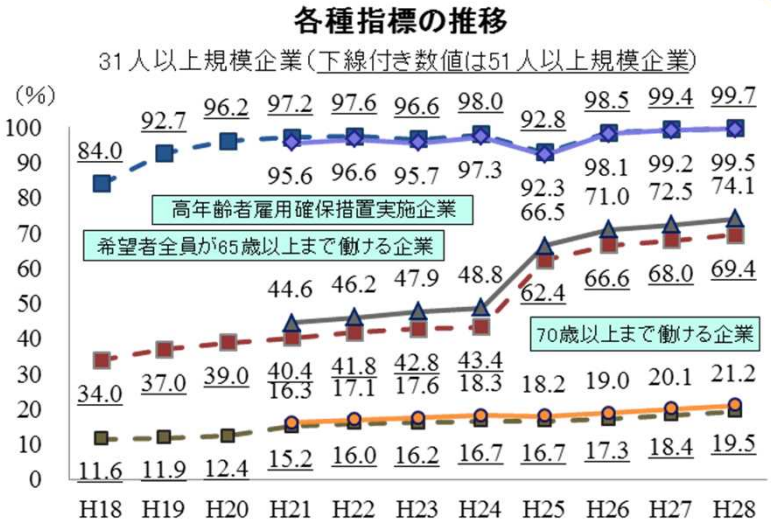

＜高年齢者の就職支援の具体的事例＞

男性（６５歳）
希望職種　：倉庫作業または営業
直近の状況：正社員として約40年間営業職を続け、定年退職後、町役場の安全パトロール業務に従事。
主な職歴　：生命保険会社及び電力会社での営業。

①　抱える課題

○　転職経験はあるが、営業一筋のため、他職種への転職には不安がある。
○　再就職にあたり年齢等の条件で応募が厳しい。どんな職種が応募可能なのか（自分にできるのか）不安。
○　妻と二人暮らしで子供は成人しているが、年金収入だけでは生活に不安がある。

②　支援内容・ポイント・経過　（ハローワークの生涯現役支援窓口において、「職員」と「相談員」の「支援チーム」による職業紹介・相談を実施）

○　求職者の特性や状態を適切に把握し、今後の就労支援を効果的かつ効率的に行うため、「職員」と「相談員」が「支援チーム」を結成する。
○　年金以外に必要となる収入額を算定し、今後の生活プランを構築する。そのうえで、希望職種の幅を広げるために、求人票に記載された仕事の内容がどのようなものであるのか情報提供を行う。
○　キャリアコンサルティングの実施により、営業の仕事で培った職業経験の棚卸しを行うことで、自分の強み（活動力や対人力）を再認識し、積極的な姿勢で求職活動に臨めるようになる。
○　その後も、週に１回以上の相談や情報提供を継続的に実施し、早期就職に向けた支援を行う。

③　結　果（支援期間：２カ月）

・過去の営業経験から県内に土地勘がありフットワークが軽い、また、運転経験が豊富であることから、「運転手（送迎）」に応募し採用。就職先は地域密着型の医療施設で医師の往診の送迎業務に従事。（労働条件：時給905円、１日４時間・週３日の勤務【期間の定めのない契約】）

※求人票の内容では就業時間が折り合わなかったため、ハローワークが求人先企業に対し就業時間の緩和を要請したことによってマッチングが成功（会社は午前と午後の両方の勤務を希望していたが、本人の希望を踏まえ午後の勤務で調整を行った。また、仕事内容も時間帯に合わせて見直しを行い、医師の往診送迎業務の他、介護利用者の送迎業務に従事することとした）。

障害者の就職支援

○ 雇用・就業は、障害者の自立と社会参加のための重要な柱

○障害者が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指し、障害者の就労を促進

○ 就職支援

コミュニケーションや勤務時間に一定の配慮が必要な者などに対して、障害特性に応じた職業紹介、求人開拓等を実施

・障害者の働く意欲の高まりと企業の努力、ハローワークのきめ細かな支援が相まって、28年度は**就職件数・新規求職者ともに過去最高を更新**

・最近は精神障害者や発達障害者など **特に支援が必要な求職者などが増加**

☆ **精神障害者**の新規求職者数　：**85,926件**（対前年度比**6.6%増**）
精神障害者の就職件数　：**41,367件**（対前年度比**7.7%増**）

☆ **発達障害者、難病者等**の新規求職者数　：**11,039件**（対前年度比**12.6%増**）
発達障害者、難病者等の就職件数　：**4,580件**（対前年度比**19.5%増**）

就職件数及び新規求職申込件数（万人）

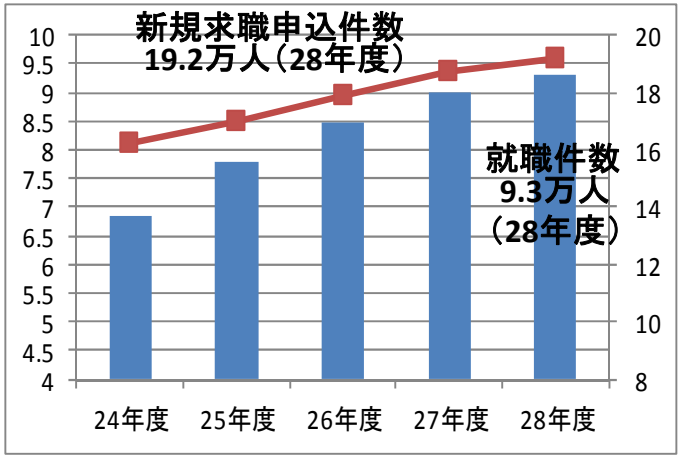

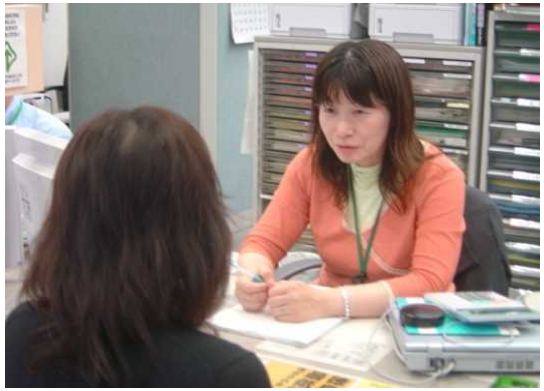

障害者専門窓口での
職業相談の様子

○ 雇用率未達成企業に対する厳正な指導

☆障害者雇用者数は、**13年連続で過去最高**
25.8万人(16年)→**47.4万人(28年)(83.9%増)**

☆実雇用率　1.46%（16年）
→1.92%（28年）（0.46%ﾎﾟｲﾝﾄ増）

（注）平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、23年と22年までの数値を単純に比較することはできない。

実雇用率と雇用障害者数

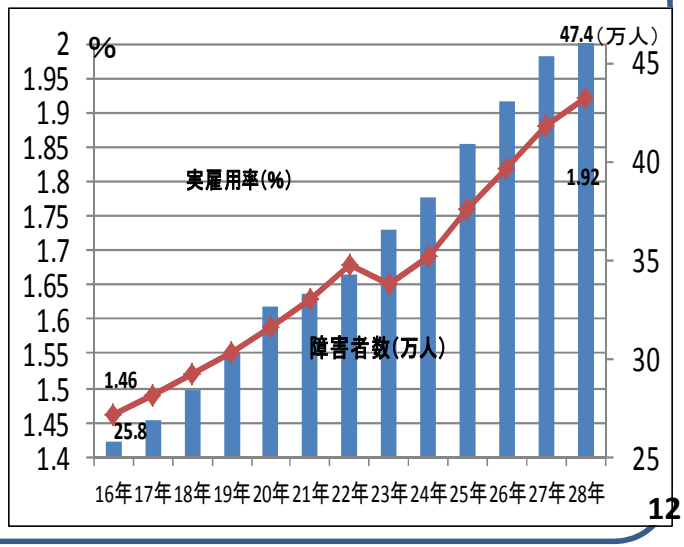

＜障害者の就職支援の具体的事例＞

＜障害者＞

求職者のニーズ

男性：２３歳　知的障害者、自閉症
特別支援学校卒業後、食品製造に２か月、建築作業員補助で１か月従事
その後、４年間、就労支援施設での作業経験

①　抱える課題

○　自閉症があるため、初対面の人への対応に苦手意識があり、面接に対して強い不安

○　ここ４年間一般企業で働いた経験がないので、職場になじめるか不安

②　支援内容・ポイント・経過（専門窓口で支援を実施）

○　ガイダンスの開催
面接での留意事項や自己アピールの仕方を助言するとともに、模擬面接を実施し、面接の不安を解消

○　トライアル雇用の活用
３ヶ月間のトライアル雇用を実施し、業務内容や職場の雰囲気を事前に把握。その結果、不安が和らぎ、その後、常用雇用へ円滑に移行。

＜事業主＞

求人事業主のニーズ

自動車部品の製造業
障害者雇用の経験なし

①　抱える課題

○　障害者を雇用してみたいが、きっかけが無い

○　障害者を雇用した経験がないため、どのように対応すべきか不安

②　支援内容・ポイント・経過（専門窓口で相談援助）

○　助成金などの活用提案
トライアル雇用や特定求職者雇用開発助成金などの助成金や雇い入れ後のジョブコーチ支援などの活用を提案し、障害者雇用のきっかけ作り

○　雇用管理のアドバイス
障害者を雇用する上での配慮事項（説明や指示するときは簡単な表現を心がけること）や障害特性（臨機応変な対応は苦手だが、単純・反復作業は得意）を説明し、雇用するに当たっての不安を解消

③　結果

自動車部品の出荷作業スタッフとして採用

→　採用後も、職場定着を図るため、定期的にハローワークと障害者就業･生活支援センターなどの地域の就労支援機関が連携して、事業所に訪問するなどの定着支援を実施。

※支援期間７カ月（就職まで１カ月＋職場定着支援６カ月）

非正規雇用労働者の就職支援

○　非正規雇用が３分の１を超える状況に対応し、すべてのハローワークにおいて、正社員就職を希望する者への就職支援をはじめ、非正規雇用で働く労働者の雇用の安定を実現するための支援を実施
○　ハローワークを主軸とした就職支援体制の構築などにより、非正規雇用の労働者に対する雇用のセーフティネットを強化

担当者制による個別支援の実施（わかものハローワーク）

▸全国のハローワークで実施している非正規雇用労働者対策

➢正社員就職・正社員転換の支援
　◇ ハローワークにおける正社員向けの求人開拓、きめ細かな職業相談や職業紹介を中心とした就職支援
　◇ トライアル雇用をはじめとした各種助成金の活用
➢ キャリア形成支援の推進
　◇ きめ細かなキャリア・コンサルティング、実践的な職業訓練への誘導、訓練修了後の職業能力評価や職務経歴等のジョブ・カードへの
　　取りまとめの支援等
➢ セーフティネットの強化：
　◇ 非正規雇用の労働者に対する失業給付および求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援、住居・生活に関する相談支援及び自治体等の支援機関への誘導
　◇ 地方自治体とハローワークの協定による生活保護受給者等をはじめとする就職困難者に対する就労支援

●「わかものハローワーク」（平成29年４月現在、２８か所）

➢特にフリーター等（45歳未満）の方を対象として、
　◇ 初回利用時に「プレ相談」を実施し「正規雇用就職プラン」を作成
　◇ 担当者制による個別の職業相談・職業紹介を実施
　◇ その他、求職者向けに各種セミナーを企画・実施

＜非正規労働者の就職支援の具体的事例＞

女性（２５歳）
希望職種　　：事務
直近の雇用状況：単発のアルバイトのみ
※両親共働きのため、学生時代から同居している祖父母の生活サポート・家事を行っていた。

①　抱える課題
- ○　大学卒業後の3年間のブランク。
- ○　職種も定まらず、漠然と土日休める事務を希望。
- ○　自己分析の実施が必要

②　支援内容・ポイント・経過（わかものハローワークで担当者制による支援を実施）
- ○　ブランクがあることを気にしていたため、ジョブクラブに参加し、仲間との支援。
- ○　並行して自己分析を進め、職種は事務にこだわらず探すこととした。
- ○　休みも土日にこだわることがなくなった。

③　結果
箸専門店に正社員として就職
※支援期間約２カ月

男性（３２歳）
希望職種　　：未定
直近の雇用状況：飲食店にてアルバイト10年
※専門学校（監督コース）卒業後、約13年間自主制作・映像等の制作。

①　抱える課題
- ○　映像関係の就労経験なし。
- ○　脚本から編集まで1人でこなせるため、求人情報の積極的提供の依頼。

②　支援内容・ポイント・経過（わかものハローワークで担当者制による支援を実施）
- ○　応募書類作成時のスキルのアピール方法を具体的にアドバイス。
- ○　面接質疑応答対策。
- ○　求人の個別開拓実施

③　結果
映像（企業用教育ビデオ）制作会社に正社員として就職
※支援期間約６カ月

生活保護受給者の就職支援

○　稼働能力のある生活保護受給者の急増に対応し、生活保護受給者等の自立に向けた就労支援を実施
○　ハローワークが主体となった就労支援機能を強化するとともに、ハローワークと福祉事務所との連携を強化

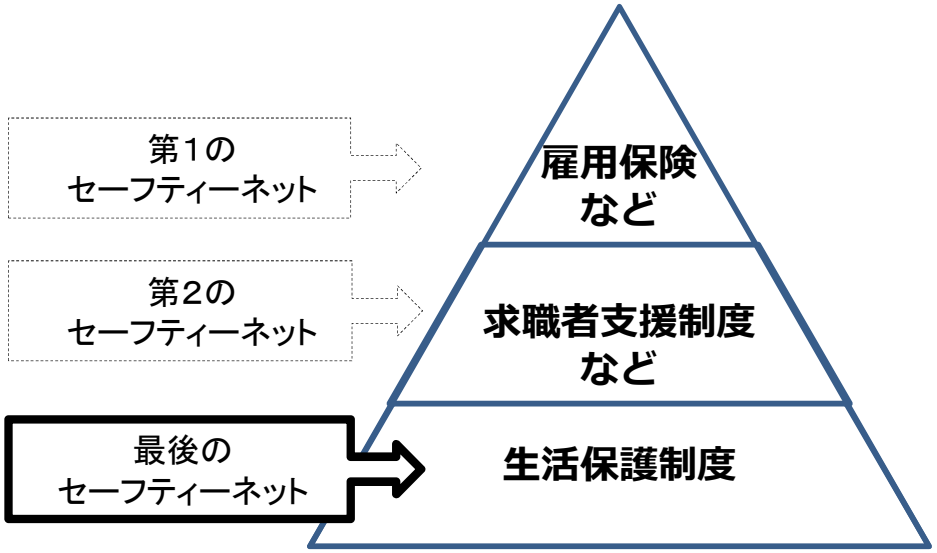

※　ハローワークが実施する第２のセーフティーネットである「求職者支援制度」については、Ｐ20～21を参照

○生活保護受給者等就労自立促進事業

福祉事務所にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両機関が一体となった就労支援を推進することにより、生活保護受給者を含め広く生活困窮者の就労による自立を促進する。

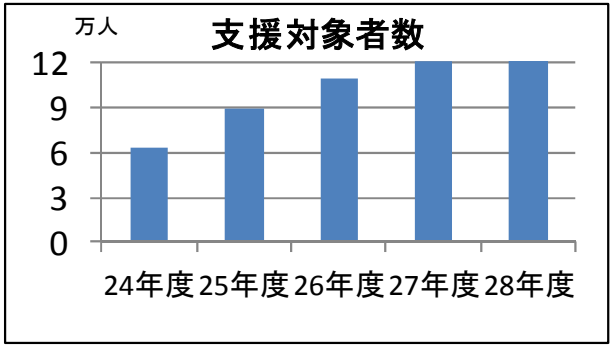

→　**実績**

☆**支援対象者数**

6.4万人（24年度）→ **8.9万人**（25年度）→ **10.9万人**（26年度）→ **12.1万人**（27年度）→ **12.3万人**（28年度）

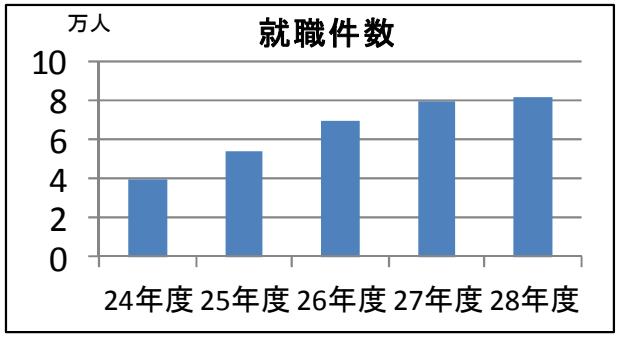

☆**就職件数**

4万人（24年度）→ **5.4万人**（25年度）→ **7万人**（26年度）→**８万人**（27年度）　→ **８.2万人**（28年度）

＊平成24年度は「福祉から就労」支援事業の実績。

＜生活保護受給者の就職支援の具体的事例＞

男性（33歳）
直近の状況：　製造業で機械組立作業をしていたが、リーマンショックの影響を受け、仕事が激減し、解雇・失業
資産もなかったことから生活保護受給

①　抱える課題

○　希望職種は、機械組立作業であったが、この職種の求人募集が不足
○　機械組立作業の経験しかなく、自動車運転免許以外の資格・免許がない
○　コミュニケーション能力の不足

②　支援内容・ポイント・経過（ハローワークと福祉事務所による「就労支援チーム」で支援を実施）

○　ハローワークと福祉事務所の担当者により構成される「就労支援チーム」の面接を受け、本人の抱える課題などを話し合い、就職に結び付けるための就労支援プランを策定
○　担当者制による継続的な職業相談を行い、本人との信頼関係を構築するとともに、コミュニケーション能力を身につけるためのアドバイスを実施
○　比較的就職に結びつきやすく、本人の適性、能力に合う入出庫作業の職種で求職活動をすることを提案
○　入出庫作業に必要なフォークリフト運転資格を取得するようアドバイスし、講習受講後フォークリフト運転資格を取得
○　運送会社の入出庫作業職を職業紹介

③　結果

・運送会社の「入出庫作業職」として、正社員採用（月収20万円）
生活保護受給を停止（生活保護受給者からの自立）

※支援期間６カ月

雇用保険

制度の概要

【目的】

○　雇用保険制度は、労働者が失業した場合に、セーフティネットとして、その生活の安定と早期再就職の促進のために、給付を行うもの

【特徴】

○　雇用保険の保険事故である失業の発生は、個々の企業や労働者の行動だけでなく、我が国経済社会全体の動きからの影響を大きく受ける。このため、**国が全国ネットワークによる強制加入の社会保険制度として実施し、保険集団を大きくしてリスクの分散を図ることにより、事業を安定的に運営**している。

○　保険事故たる失業状態の判断においては、「労働の意思」という、外形的把握が困難な要件について判定する必要があり、**ハローワークでの職業紹介と一体的に運営することにより、支給決定の際に実際の求職活動実績を確認することを通じて適正な支給を確保**している。

※　先進主要国においても、日本と同様に、雇用保険と職業紹介を一体的に実施。また、実施主体についても、連邦国家であるドイツも含め、全国組織で実施。

<求職者給付の適用・給付手続の流れ>

すべてハローワークが実施

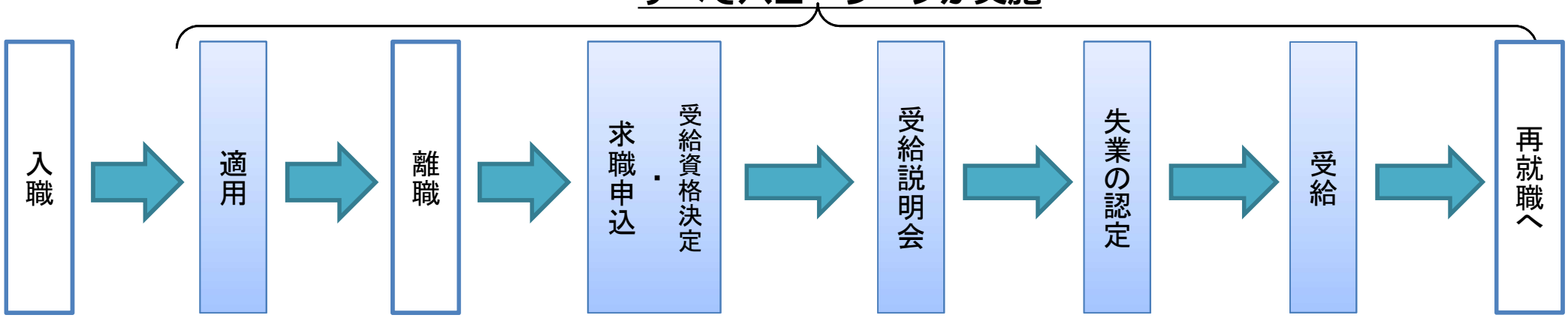

失業等給付の種類

○求職者給付
　失業者への給付
○就職促進給付
　早期再就職者への給付
○教育訓練給付
　自主的教育訓練受講者への給付
○雇用継続給付
　育児休業等により雇用を継続する者への給付

失業給付の額

求職者給付＝基本手当日額×給付日数

※　基本手当日額　：　離職前の賃金をもとに決定
※　給付日数　：　年齢、被保険者であった期間、離職理由などに応じて 90～360日の間で決定

モデルケース（30歳代の例）

離職前の月額の給与が・・・
◆４０万円の場合　→　失業給付は　約２０万円（約５０％）／月
◆２０万円　→　約１４万円（約７０％）／月
◆１０万円　→　約　８万円（約８０％）／月

雇用保険業務の主な実績

☆雇用保険被保険者数

3,950万人（25年度）→ **4,010万人**（26年度）
→**4,090万人**（27年度）　→**4,195万人**（28年度）

※　22年度から、非正規労働者に対するセーフティネット機能強化のため、雇用保険の適用範囲を拡大
（「６か月以上雇用見込み」→「31日以上雇用見込み」）

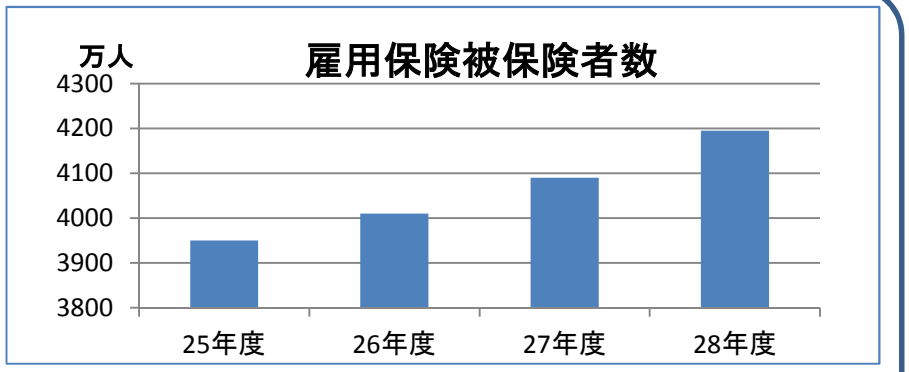

☆受給資格決定件数

167万件（25年度）→ **156万件**（26年度）
→ **149万件**（27年度）→**141万人**（28年度）

☆受給者実人員（年度平均）

53万人（25年度）→ **47万人**（26年度）
→**44万人**（27年度）→**40万人**（28年度）

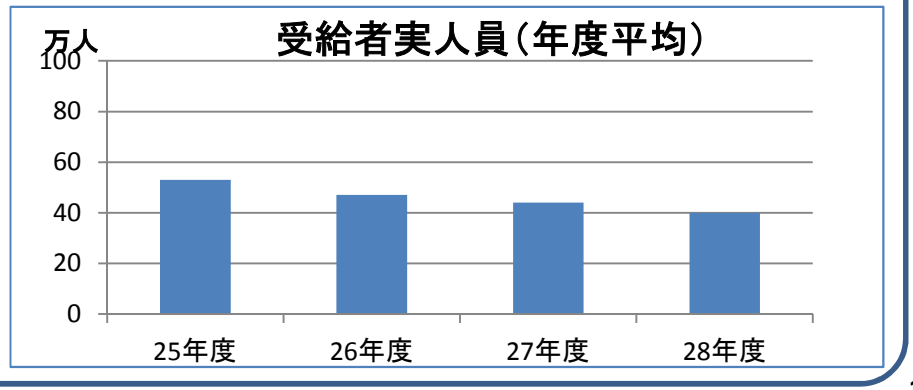

ハロートレーニング（公共職業訓練・求職者支援訓練）の全体像

離職者向け（無料（テキスト代等は実費負担））

公共職業訓練

（1）対象：ハローワークの求職者　**主に雇用保険受給者**
（2）訓練期間：概ね3月～1年
（3）給付金：雇用保険法に基づく各種手当
（基本手当＋受講手当（500円／訓練日）＋通所手当＋寄宿手当）を支給
※訓練を受講する場合、基本手当給付日数の延長措置あり
（4）実施機関

○国（ポリテクセンター）
主にものづくり分野の高度な訓練を実施（金属加工科、住宅リフォーム技術科等）
【運営費】交付金

○都道府県（職業能力開発校）
地域の実情に応じた多様な訓練を実施（木工科、自動車整備科等）
【運営費】交付金＋都道府県費

○民間教育訓練機関等（都道府県からの委託訓練）
事務系、介護系、情報系等モデルカリキュラムなどによる簡易な訓練を実施
【運営費】委託費：**標準上限6万円／人月**
※一部コースにおいて、訓練修了者の就職率に応じて委託費の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている**（5万円～7万円／人月）**

求職者支援訓練

（1）対象：ハローワークの求職者　**主に雇用保険を受給できない方**
（2）訓練期間：２～６か月
（3）給付金：職業訓練受講給付金
（受講手当（月10万円）＋通所手当＋寄宿手当）の支給
※本人収入が月８万円以下等、一定の要件を満たす場合
（4）実施機関

○民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）
【運営費】訓練実施機関に対する奨励金
＜実践コース＞訓練修了者の就職率に応じて奨励金の額に差を設け、就職へのインセンティブを高めている**（5万円～7万円／人月）**
＜基礎コース＞受講者数に応じた定額制**（6万円／人月）**

実践コースの主な訓練コース
- 介護系（介護福祉サービス科等）
- 情報系（Webクリエイター養成科等）
- 医療事務系（医療・調剤事務科等）等

ジョブ・カードを活用し、訓練実施機関（注：一部は職業紹介の許可を取得）とハローワークで連携して就職支援を実施。

在職者向け

（1）対象：在職労働者（有料）
（2）訓練期間：概ね2日～5日
（3）実施機関：**○国（ポリテクセンター）**【運営費】交付金
○都道府県　【運営費】交付金＋都道府県費

学卒者向け

（1）対象：高等学校卒業者等（有料）
（2）訓練期間：1年又は2年
（3）実施機関：**○国（ポリテクカレッジ）**【運営費】交付金
○都道府県　【運営費】交付金＋都道府県費

平成27年度 公共職業訓練実績（確定値）	合計		国（ポリテクセンター等）		都道府県	
	受講者数（人）	就職率	受講者数（人）	就職率	受講者数（人）	就職率
離職者訓練	127,807	―	29,716	―	98,091	―
うち施設内	37,829	85.7%	28,838	87.2%	8,991	81.9%
うち委託	89,978	75.0%	878	83.6%	89,100	74.9%
在職者訓練	107,604	－	56,873	－	50,731	－
学卒者訓練	17,877	96.8%	5,655	99.3%	12,222	96.1%
合計	253,288	－	92,244	－	161,044	－

平成28年度求職者支援訓練　実績　受講者数合計：32,304人
（基礎コース）10,447人　就職率：58.8%　（実践コース）21,857人　就職率：62.6%
※就職率は平成28年4月から平成28年9月末までに終了した訓練コースの実績

求職者支援制度

○　**雇用保険を受給できない求職者を対象とした第２のセーフティネット**である求職者支援制度が**２３年１０月からスタート**

○　求職者支援制度では、**ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援**を行うことにより、対象者の早期就職を支援

＜職業訓練の様子＞

制度の概要

対象者：　雇用保険を受給できない者で、就職を希望し支援を受けようとする者
〈例〉雇用保険の受給終了者、雇用保険の適用がなかった者、学卒未就職者、自営廃業者等　など

求職者支援訓練：　民間教育訓練機関の実施する就職に資する訓練を認定
〈訓練の種類〉　実践コース（就職希望職種における職務遂行のための実践的な技能等を付与する訓練）
基礎コース（社会人としての基礎的能力及び短時間で習得できる技能等を付与する訓練）

受講者に対する職業訓練受講給付金：一定の要件に該当する場合には、訓練期間中に給付金を支給
（受講手当（月１０万円）＋通所手当＋寄宿手当）

訓練実施機関に対する奨励金：　実践コース訓練は受講者数に応じた額に加え、就職実績に応じた額を支給
基礎コース訓練は受講者数に応じた額を支給

ハローワークによる支援

訓練受講者に対する就職支援

○　訓練開始前における求職者へ制度の周知、意欲や適性を見極めた上での就職に結びつく訓練への誘導、訓練期間中から訓練修了後における就職支援などのサービスを、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、一貫して提供

○　訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成。訓練期間中から訓練修了後において、毎月１回の定期的な来所を求め、職業相談による支援と給付金の支給手続きをあわせて実施（必要に応じ担当者制で支援）

求職者支援訓練

○　雇用保険を受給できない求職者に対し、基礎的技能から実践的技能等を一括して付与する職業訓練を実施

※受講者の多様な状況に対応できるよう、社会人としての基礎的能力と短時間で習得できる技能等を付与する訓練も実施

○　成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた職業訓練実施計画に基づき、認定基準に適合した、就職に資する訓練を厚生労働大臣が認定

○　訓練期間：２～６か月

○　実施機関：民間教育訓練機関等（ ※訓練の実施について奨励金を支給）

職業訓練受講給付金

○　**訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、訓練の受講を容易にするための給付金を支給**

① 給付要件：(1) 支援対象者の月の収入が８万円以下
(2) 世帯の月の収入が２５万円以下
(3) 世帯の金融資産が３００万円以下
(4) 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していない
(5) 訓練の全ての実施日に訓練を受講している
（やむを得ない理由により受講しなかった実施日がある場合は、８割以上受講）
(6) 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいない

②給付額：１月当たり　受講手当（１０万円）＋通所手当＋寄宿手当

③手続等：月に１回ハローワークに来所し、前月の訓練の出席状況等を確認して支給

④適正な給付のための措置：不正受給額（３倍額まで）の納付・返還のペナルティ

事業主に対する支援

○　失業の予防、雇用機会の増大その他労働者の福祉の増進を図るために、雇用保険二事業により、雇用調整助成金の支給など、事業主に対する支援を実施

○　これらの助成金の一部については、ハローワークが申請書受理などの窓口業務を実施

主な助成金（支給決定等は労働局で実施）

雇用調整助成金

景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、 教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成

☆休業等実施計画届受理状況

○**計画届受理事業所数（延べ）**

38万件（24年度）→**17万件**（25年度）→**2万件**（26年度）→**2万件**(27年度) → **2万件**(28年度)

○**対象者数（延べ）**

773万人（24年度）→**320万人**（25年度）→**36万人**（26年度）→**41万人**（27年度）→ **37万人**（28年度）

特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成

☆**特定就職困難者コース（支給決定件数）**

13.7万件（24年度）→**15.8万件**（25年度）→ **17.1万件**（26年度）→**16.6万件**（27年度）→**15.7万件**（28年度）

☆**生涯現役コース（支給決定件数）**

0.7万件（24年度）→**1.0万件**（25年度）→**1.3万件**（26年度）→**1.7万件**（27年度）→**1.8万件**（28年度）

トライアル雇用助成金（一般トライアルコース・障害者トライアルコース）

職業経験、技能、知識の不足等により安定的な就職が困難な求職者を一定期間試行雇用（原則３か月）する事業主に対して助成

☆**トライアル雇用開始者数**

4.9万件（24年度）→**4.7万件**（25年度）→**4.7万件**（26年度）→**4.1万件**（27年度）→**3.6万件**（28年度）

☆**トライアル雇用終了者数**

5.1万件（24年度）→**3.5万件**（25年度）→**3.8万件**（26年度）→**4.0万件**（27年度）→**3.0万件**（28年度）

地方公共団体との連携

○　**地方公共団体とハローワークが連携し、就労支援を実施**

《連携の例》
・ジョブカフェ事業〈国と都道府県〉　４６都道府県
・ふるさとハローワーク事業〈国と市町村〉１３８か所
・ 生活保護受給者等就労自立促進事業

○　**さらに、国が行う無料職業紹介等と自治体が行う業務をワンストップ窓口で支援する「一体的実施」事業を推進中**

《実施状況（平成29年３月末現在）》
・　事業開始　：　33道府県130市区町（317拠点）

○　**国と自治体が、地域の雇用対策に一体となって取り組むため、「雇用対策協定」を締結**

134自治体（43都道府県㊐82市8町1村）締結済（平成29年３月末現在）

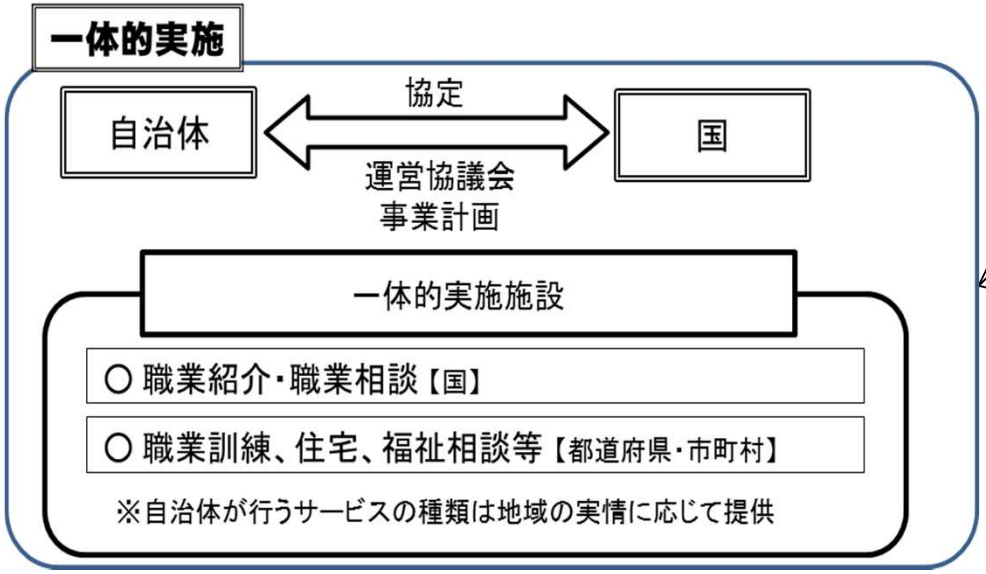

＜志木市（事例1）の一体的実施施設＞

事例１：志木市
市役所庁舎内に「ジョブスポットしき」を開設し、福祉事務所とハローワークによる生活困窮者や障害者に対する一体的支援を実施

事例２：新宿区
区役所庁舎内に「新宿就職サポートナビ」を開設し、生活保護受給者、住宅手当受給者等に対する経済的自立に向けた就労支援を効果的・効率的に実施

事例３：青森県
国の「ハローワークヤングプラザ」と県の「ジョブカフェあおもり」等を「ヤングジョブプラザあおもり」として一体的運営を実施
総合案内窓口の設置や支援機関によるチーム支援、個人情報の共有の仕組みの確立など、連携を進めている。

雇用問題が発生した場合の対応

緊急に対応すべき雇用対策について、ハローワークの全国ネットワークを活用して、全国一斉・即時の機動的な対応を実現

《具体例》

○　**リーマンショックへの対応**等のため、**雇用調整助成金の支給の迅速化、要件緩和等**を行い、企業の雇用維持支援を実施　（２０年度以降随時。**改正省令を同日施行するなど速やかに対応**）

○　**全国的に事業を展開している企業の倒産等の事案が発生**した場合に、離職者の発生時期・規模等について、国が速やかに各地域の実態を情報収集するとともに、地元の経営者団体等と連絡を取り、**全国の対象事業所内に「アシストハローワーク」（ハローワークの臨時庁外窓口）を設置するなど、きめ細かな支援を実施**

○　**新卒応援ハローワーク**について、22年9月10日に経済対策の閣議決定、9月24日に予備費使用の閣議決定がなされたことを受け、同日から**全国47都道府県で一斉に設置し、支援を開始**

○　阪神・淡路大震災や東日本大震災等の**大規模災害が発生**した場合には、**他の都道府県のハローワークから職員を派遣し、被災地のハローワークの体制を強化**

東日本大震災への対応

政府一体となって、ハローワークを中心に被災者の就労を強力に支援

〈特別相談窓口での相談〉

○　ハローワークに特別相談窓口を設置

〈仮設住宅等への出張相談〉

○　仮設住宅等の入所者を対象として、ハローワークからの出張相談を実施

出張相談の様子（福島労働局）

雇用保険受給者実人員の推移

平成27年度の被災３県の雇用保険受給者実人員は約1.9万件（年度平均値）、対前年度比5.3%減
※**ピーク時**（23年6月）は**約8.1万件**

被災3県の雇用保険受給者実人員の推移

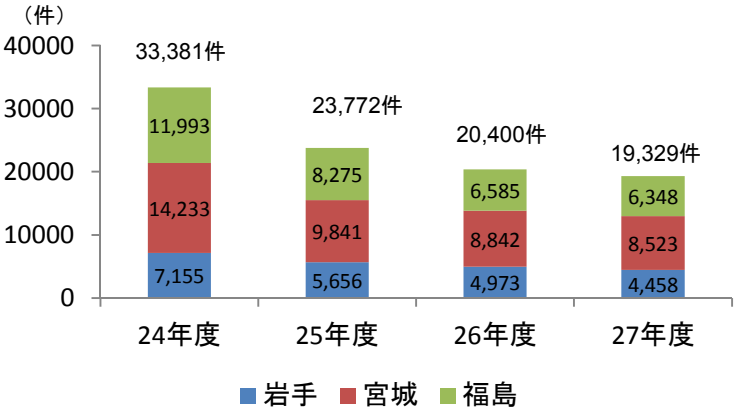

雇用保険給付窓口の様子（ハローワーク福島）

※ 件数は年度平均値であり個別延長給付等（個別延長給付、特例延長給付、広域延長給付）を含む。 注）自発的失業や定年退職、その他特例（休業、一時離職）対象分も含む。

就職件数の推移

平成27年度の被災３県の就職件数は約11.6万件、対前年度比7.6%減

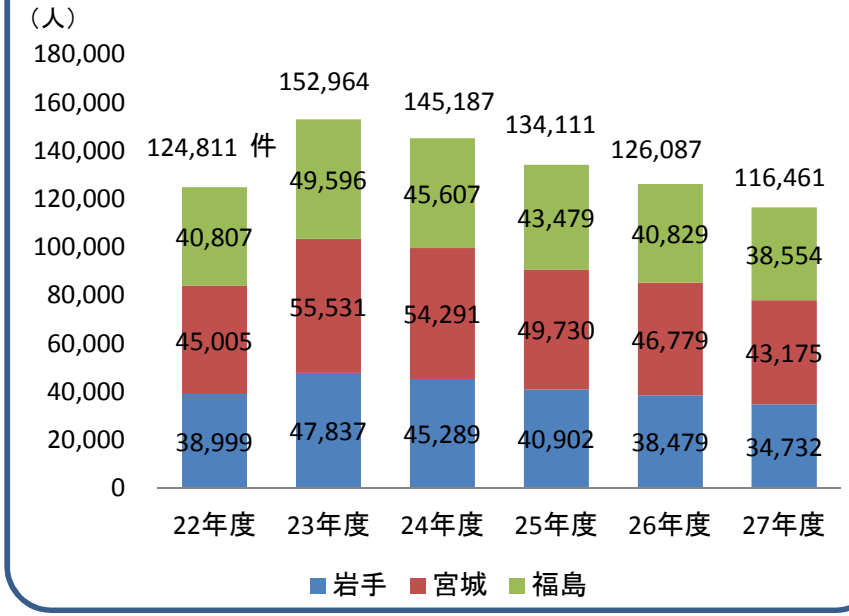

ハローワークのサービス改善

利用者の期待に応え、ご満足いただけるハローワークであり続けるため、「ハローワークサービス憲章」を策定するなど、日々のサービス改善の取組みを推進中

＜ハローワークサービス憲章＞

ハローワークサービス憲章

懇切・公正・迅速

Ⅰ　ハローワークは仕事に対する安心をつくる場です。

私たちは、働く方が安定した職業生活を送ることができ、また、事業主が必要な人材を採用できるようにすることで、皆さまの幸福と経済・社会の発展に貢献することを目指します。

そのため、これまで積み重ねてきた経験、皆さまからいただいた幅広い情報、行政としての各種施策をフルに活用して、仕事に就くための支援を行い、仕事を探す方と人材を求める事業主を結びつけます。

Ⅱ　私たちは懇切・公正・迅速な対応で、ご利用の皆さまの安心と信頼を獲得します。

窓口サービスの基本方針

1. 皆さまの立場に立ち、親身になって対応します。
2. 皆さまのご希望に応じたサービスを的確にご案内し、各種の制度をわかりやすく説明します。
3. 仕事をお探しの方の就職の可能性を広げるため、一人ひとりに最適なサービスを提供します。
4. 仕事をお探しの方が何にお困りか気を配り、関係機関と協力し、仕事と生活の両面から支援します。
5. 仕事をお探しの方のニーズに応じた求人の確保に努めます。
6. 事業主の方が必要とする人材を早期に確保するため、それぞれの求人を充足させるサービスを提供します。
7. 仕事をお探しの方と事業主の方から信頼される公正な職業紹介を行います。
8. できるだけお待たせしないようにします。やむをえず長くお待たせするときは、待ち時間の目安のお知らせや待ち時間を活用したサービスを工夫します。
9. 皆さまのご意見、ご要望をサービス改善につなげます。
10. 皆さまの情報の管理には細心の注意を払います。

Ⅲ　私たちは、より多くの皆さまの満足と笑顔に出会うため、たゆまず努力します。

○ハローワークのサービス改善の取組

- 全ハローワークへご意見箱の設置、利用者アンケート等により、利用者のご意見・ご要望を把握し、サービスの改善を実施
- 自主的なサービス改善の取組を全国から募集して、ハローワーク業務改善コンクールを実施し、サービス改善や向上に貢献のあった取組について全国的に共有・活用
- ハローワーク職員によるサービスの自主点検・責任者による総点検を定期的に実施　等

○ＰＤＣＡサイクルによる目標管理

就職率等の主要指標について全ハローワークで目標設定を行い、ＰＤＣＡサイクルによる目標管理を実施

《27年度の例》

①就職率
　目標31.6%以上、実績31.1%

②雇用保険受給者の早期再就職割合
　目標33.9%以上、実績36.3%

③求人充足率
　目標20.0%以上、実績18.5%

○利用者満足度調査

平成２８年度は利用者満足度９０%以上を目標として掲げ、全国の状況を調査したところ、目標とする９０%を上回った。

＜平成２８年度＞

- **求職者 96.7%（有効回答数　約5.2万件）**
- **求人者 96.0%（有効回答数　約3.8万件）**

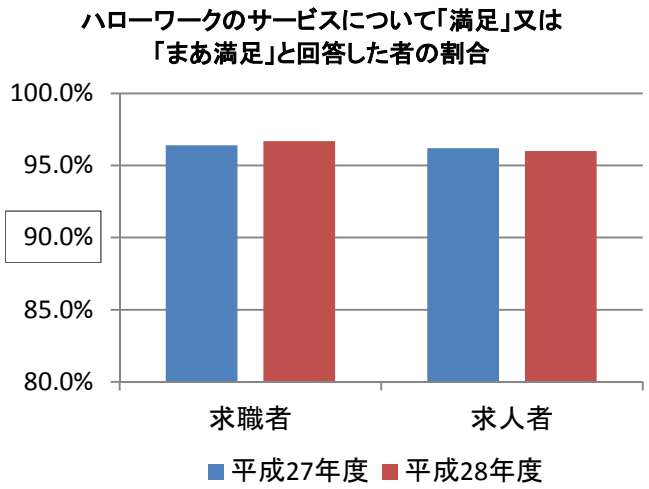

職業紹介･失業保険関係業務の実施主体

主要先進国においても、日本と同様、<u>職業紹介</u>、<u>失業保険の給付</u>、<u>失業保険の財政責任</u>　の主体は一致

	職業紹介業務	失業保険の給付業務	失業保険の財政責任
イギリス	ジョブセンタープラス庁（国）	ジョブセンタープラス庁（国）	国
アメリカ	職業安定所（州）	職業安定所（州）	州
ドイツ	職業安定所（連邦）	職業安定所（連邦）	連邦
日本	ハローワーク（国）	ハローワーク（国）	国

※　英国では、1974年から職業紹介と失業保険の給付を切り離したところ濫給が生じたため、1986年に、サッチャー政権が両事業を統合（その結果、統合の初年度には受給者が約３割減）

※　フランスでは、2008年2月に成立した法律により、職業紹介機関（全国雇用機関：ANPE）と失業保険を扱う機関（商工業雇用協会：ASSEDIC）を統合し、新たな組織「雇用局（Pole emploi ）」を2009年1月に設立

民間職業紹介事業所による有料職業紹介事業の状況

	公共職業安定所（ハローワーク）	有料職業紹介事業所
設置数	全国436所（注1） （出張所等含め544カ所）	18，457カ所（注2） 都市部に多く立地 （東京都・大阪府・愛知県に約5割が集中）
新規求職者数	約519万人（注3） うちホワイトカラー　約263万人（注5）	約1，033万人（注4） うちホワイトカラー　約360万人（注6）
新規求人数	約973万人（注3） うちホワイトカラー　約415万人（注5）	約446万人（注4） うちホワイトカラー　約321万人（注6）
利用者の特性	・離職者が中心（在職者は約3割）（注3） （障害者、高齢者、フリーター、母子家庭の母など就職困難性の高い層の利用が多い。） ・約9割が100人未満の企業（注3）	・在職者が中心（約6割）（注7） ・ホワイトカラーの職業紹介が中心
就職経路の割合（注8）	ハローワーク経由　16．7%	民間職業紹介事業者経由　3．8%

（注1）　平成29年の設置数、（注2）職業紹介事業報告（平成27年度）、（注3）職業安定業務統計（平成27年度）、（注4）家政婦、マネキン、調理士、配ぜん人、芸能家、モデルを除く実績（職業紹介事業報告（平成27年度））、（注5）管理的職業、専門的・技術的職業、事務的職業、販売の職業の実績（職業安定業務統計（平成27年度））、（注6）専門的・技術的職業、管理的職業、事務的職業、販売の職業の実績（職業紹介事業報告（平成27年度））、（注7）日本人材紹介事業協会への委託調査（平成20年度）、（注8）雇用動向調査（平成27年）

地方公共団体による無料職業紹介事業の状況

◎　地方公共団体による無料職業紹介事業とハローワークの実績（平成27年度）

	①地方公共団体による無料職業紹介事業（注）	②ハローワーク	①／②×100%
新規求職申込件数	28，926	5，506，444	0．52%
新規常用求人数	254，996	9，232，644	2．0%
常用就職件数	6，108	1，711，713	0．35%

①　職業紹介事業報告（平成27年度）
②　職業安定業務統計（平成27年度）

（注）　平成27年3月31日現在で44都道府県4区140市60町8村1組合で実施

※　地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、<u>一部の分野等（農業、医療、U･Iターン）に限られている</u>ところが多い。

公共職業安定所職員数等の推移

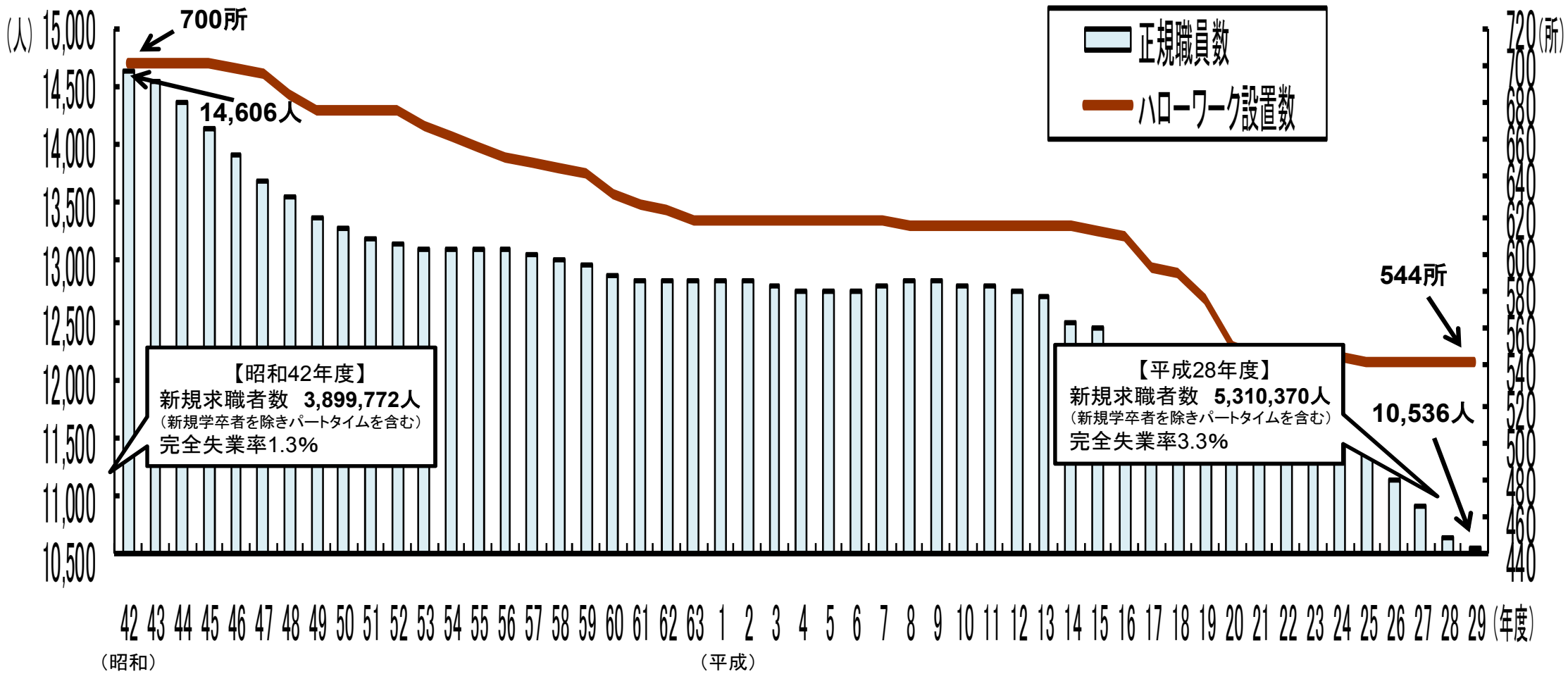

○ 「新たな定員合理化計画」（平成17年10月４日閣議決定）により、平成18年度から平成21年度までに1,290人定員合理化。総人件費改革として、「国の行政機関の定員の純減について」（平成18年６月30日閣議決定）に基づき、平成22年度までに671人（ハローワーク関係）を純減。

○ 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」（平成18年12月22日総務省行政管理局）により、平成18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50所（署）において整理合理化を実施（労働基準監督署を含む）。

○ 「新たな定員合理化計画」（平成21年７月１日閣議決定）により、平成22年度から平成26年度までの５年間に平成21年度末定員の10%以上を合理化。

○ 「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年７月25日閣議決定）により、平成27年度以降、５年ごとに基準年度を設定し、府省全体で対基準年度末定員比で毎年２%（５年10%）以上を合理化することを基本とすることとされた。

※ 平成21年度１次補正予算による304人の臨時増員は、平成23年度末までの時限措置。このうち174人は平成24年度末まで時限延長。この174人のうち96人は平成25年度末まで時限延長。この96人のうち13人は平成26年度末まで時限延長。

※ 平成23年度３次補正予算による20人の臨時増員は、平成32年度末までの時限措置。

主要先進国の職業紹介機関の体制

職員一人当たりの労働力人口及び失業者数を比べると、日本の職員数は欧州主要国の1/3～1/10程度となっている

	職業紹介機関名称	職業紹介機関数（箇所）	職員数（非常勤職員等も含めた人数）（人）	労働力人口（千人）	職員1人当たり労働力人口（人）	機関1箇所当たり労働力人口（人）	失業者数（千人）	職員1人当たり失業者数（人）	機関1箇所当たり失業者数（人）	失業率（%）
イギリス	ジョブセンター・プラス	740（’12）	36，800（’12）	32，765（’15）	890	44，277	1，815（’15）	49	2，452	5．3（’15）
ドイツ	公共職業安定所（連邦雇用エージェンシー）	756（’13）	77，060（’13）（108，536）	42，161（’15）	547（388）	55，768	1，950（’15）	25（17）	2，579	4．6（’15）
フランス	公共職業安定所（雇用局）	905（’13）	43，321（’13）（53，000）	29，429（’15）	679（555）	32，518	3，047（’15）	70（57）	3，366	10．4（’15）
アメリカ	各州職業安定機関	2，479（’15）	―（注1）	157，131（’15）	―	63，384	8，298（’15）	―	3，347	5．3（’15）
スウェーデン	職業安定所（雇用仲介庁）	320（‘14）	12，658（‘14）（注2）	5，223（‘15）	412	16，321	386（‘15）	30	1，206	7．4（‘15）
韓国	雇用支援センター	94（‘15）	4，897（‘15）	26，912（‘15）	5，495	286，297	976（‘15）	199	10，382	3．6（‘15）
日本	公共職業安定所	544（’15）	10，917（’15）（26，480）	65，980（’15）	6，043（2，491）	121，286	2，220（’15）	203（83）	4，080	3．4（’15）

（注1） 各州単位で公共職業紹介機関の設置を行っているため、全体の職員数については不明。なお、97年当時の職員数は約70，000人。
（注2） 雇用仲介庁全体の数値。職員と非常勤職員等の内訳は不明。

※ ホームページ上の各種統計資料をもとに、厚生労働省において作成。（労働力人口、失業者数、失業率については、「データブック国際労働比較2017」参照）